

公 告

「第３次福井県情報セキュリティクラウド構築および運用保守業務委託」に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和８年８月４日

福井県知事 石田 嵩人

Ⅰ 提案書の提出を求める事項

（１）業務名

第３次福井県情報セキュリティクラウド構築および運用保守業務委託

（２）委託期間

契約締結日～令和１４年６月３０日

※本プロポーザルでは、令和８年度構築業務および令和９年度以降の構築業務および運用保守業務を一体的に評価し契約先候補者を選定するものである。

契約については、別途定める契約区分に従い締結する。また、令和９年度以降の契約については予算成立を条件として令和８年度の契約を締結した事業者と契約を締結する予定である。

（３）業務内容

仕様書のとおり

（４）履行場所

福井県未来創造部ＤＸ推進課 等

Ⅱ 提案書を提出できる者の要件

提案書を提出することができる者は、単独企業・共同企業体のそれぞれの場合において、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

（１）単独企業の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者でないこと。

イ 福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１４６条に規定する競争入札参加資格を有していること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、提案書等提出時点において、同条に規定する競争入札参加資格審査の申請を提出済みであれば、本業務の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、提案書提出期限の時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

ウ 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

エ 参加資格認定の日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生

手続開始の申立て、および民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 福井県に事務所または事業所を有する者にあつてはすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。

カ 参加資格認定の際に、本業務を実施する技術的能力として次の①および②を有すると認められる者であること。

- ① 自治体情報セキュリティクラウドを元請として構築し、１年以上運用した実績を有すること
- ② 運用保守を実施する組織・部門において、ISMS、ISO／IEC27017、JIS Q 27017のいずれかに関する情報セキュリティに係る認証を提案参加申込書の提出時点で取得していること

キ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ク 共同企業体の構成員でないこと。

（２）共同企業体の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

ア （１）のアからオ、カ②、キまでに掲げる要件の全てを満たす単独企業により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

- ① 共同企業体の目的
- ② 共同企業体の名称
- ③ 構成員の名称および所在地
- ④ 代表構成員の名称および権限
- ⑤ 構成員の出資割合
- ⑥ 各構成員の責任
- ⑦ 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合
- ⑧ 取引金融機関の名称
- ⑨ 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

- ⑩ 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置
 ⑪ 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

- イ 共同企業体の代表構成員が（１）カ①に掲げる要件を満たすこと。
 ウ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表構成員であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表構成員となること。
 エ 全ての構成員が、本件プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

3 提出書類および提出方法等

（１）参加資格認定の申請

提案を行おうとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

① 提出期限	令和８年８月２８日（金）１７時 必着
② 提出方法	電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合は、提案者が用意するデータ転送サービスの使用を認める。なお、送信後、電話にて確認を行うこと。
③ 提出先	福井県未来創造部ＤＸ推進課 TEL ０７７６－２０－０２６７ E-mail dx-suishin@pref.fukui.lg.jp
④ 提出書類	ア 提案参加申込書（別紙様式１） イ 提案参加事業者の概要、事業内容、運営体制等が分かる書類（会社案内等） ウ 競争入札参加資格通知書の写し 競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること エ 福井県に事務所または事業所を有する者にあつては、県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所） ※３ヶ月以内に取得したもの。なお福井県内に事務所が無い場合には、その旨を記載した書類（様式自由）を提出 オ 消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（その３）（税務署）※３ヶ月以内に取得したもの
⑤ 提出資料等の様式	実施要領および各種様式等関係書類については、福井県ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加資格審査の結果通知

上記(1)により、提案参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和8年9月2日(水)までに通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさないと判断した理由を記載して通知する。

(3) 提案書の提出

参加資格の認定を受けた者は、次のとおり提案書を提出すること。なお、提出後の提出書類の追加および変更は認めない。

また、参加資格認定後に、提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提案書の提出期限までに提出すること。

① 提出期限	令和8年9月14日(月) 11時 必着
② 提出方法	電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合は、提案者が用意するデータ転送サービスの使用を認める。なお、送信後、電話にて確認を行うこと。
③ 提出先	福井県未来創造部DX推進課 TEL 0776-20-0267 E-mail dx-suishin@pref.fukui.lg.jp
④ 提出書類	ア 【様式1】福井県セキュリティクラウド機能要件適合表 イ 見積書(構築に係る費用) ウ 見積書(運用保守に係る費用) エ 【様式2】セキュリティクラウド機能・費用対応表 ※いずれも詳細内容は別紙「提案書作成要領」に記載のとおり。
⑤ 留意事項	・提案に係る経費はすべて提案者の負担とする。 ・提出された書類は、一切返却しない。 ・提出された提案書は、審査に必要な範囲内において複製することがある。 ・期日までに書類の提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。 ・福井県民等からの情報公開の請求に応じて、提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。

4 本業務に関する質問事項

質問は、「質問票」(別紙様式2)により、令和8年9月8日(火) 17時(必着)までに電子メールにより提出すること(提出先:dx-suishin@pref.fukui.lg.jp)。

質問の回答は電子メールにより、参加資格認定者全員に回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

5 契約委託先候補者の選定および選定結果の通知

(1) 提案書の審査

提出された提案書は、選定委員会において総合的に審査した上で、委託先候補者を選定する。選定委員会の実施日は9月15日(火)を予定しており、提案者によるプレゼンテーションは行わない。

(2) 審査方法

選定委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、提案書等の内容について、公正な審査を行う。選定委員会の審査において、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。

評価は、別資料の審査基準表に基づいて行う。なお、審査の評価基準や配点等に関する質問は、一切受け付けない。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に対し、書面により通知する。

6 その他

- (1) この公告に係る一連の手續および業務の契約等に関する手續において使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。
- (2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。ただし、県から追加資料や説明を求められた場合には、その都度、指定する方法により速やかに対応を行うこと。
- (3) 提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国内および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (7) 提案書類の作成のために県から入手した資料は、提案書作成以外の目的で使用してはならない。
- (8) 本件に係る福井県情報公開条例(平成12年3月21日福井県条例第4号)の規定に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、開示の対象とする。ただし、選考期間中においては、同条例第7条第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (9) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

7 Summary

(1) Subject matter

Proposals for Construction, operation and maintenance of Fukui Prefecture's information security cloud systems (third term).

(2) Proposal submission deadline

11:00a.m. on September 14th,2026

(3) Contact point for the notice

DX Promotion Division, Department of Future Creation, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui Prefecture, 910-8580, Japan. (TEL 0776-20-0267)